平成19年5月15日 館 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この取扱いは、国立民族学博物館図書室利用細則(以下「利用細則」という。)第 19条に基づき、科学研究費助成事業(以下「科研費という」)により取得した文献図書 資料(以下「科研費購入資料」という。)の貸出手続きに関し、必要な事項を定めるも のとする。

(貸出を受けることができる者)

第2条 貸出を受けることができる者は、当該科研費購入資料を取得した科研費の研究代表者又は研究分担者のうち、国立民族学博物館(以下「本館」という。)に身分を有する者に限る。

(貸出の手続き)

第3条 資料の貸出を受けようとする者は、所定の手続きを経るものとする。

(貸出を行う資料)

第4条 利用細則第8条の規定にかかわらず、全ての科研費購入資料を貸出の対象とする。

(貸出冊数)

- 第5条 貸出冊数は、利用細則別表第2に定める冊数に含めず、上限を設けないものとする。 (貸出期間)
- 第6条 貸出期間は、利用細則別表第2の規定にかかわらず、返却期限を設けないものと する。

(返却)

第7条 前条の規定にかかわらず、本館に身分を有する者でなくなったとき、又は、研究 上貸出を受ける必要がなくなった場合には速やかに返却しなければならない。

(亡失・汚損)

第8条 資料を亡失・汚損した場合は、文献図書資料等亡失・汚損の取扱いに定めるとおりとする。

附則

- この取扱いは、平成19年6月1日から施行する。 附 則
- この取扱いは、平成20年9月1日から施行する。

附則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。